

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則

（食と暮らしの安全推進課）

一

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

（ 同 ）

一

### 告 示

○青少年健全育成条例に基づく団体の指定

（青少年課）

一

○救急医療機関の認定

（医療整備課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

二

○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部改正

（農産園芸環境課）

二

○県営土地改良事業の換地処分

（農村整備課）

二

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

二

○道路の供用開始

（ 同 ）

三

○土地改良区役員の退任の届出

（北部地方振興事務所）

三

### 教育委員会

○博物館相当施設の指定

（ 同 ）

三

### 正 誤

○宮城県公報第二〇〇四号中

四

## 規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第二号中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七十一号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第二項第三号の規定により、次のとおり団体を指定した。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 団体の名称及び主たる事務所の所在地

1 日本映像倫理審査機構

東京都千代田区平河町一丁目七番三号半蔵門堀切ビル三階

2 コンテンツ・ソフト協同組合

東京都杉並区高円寺南四丁目七番一号藤和シティコープ高円寺南三階

二 指定年月日

平成二十一年三月六日

三 指定の理由

1 日本映像倫理審査機構及びコンテンツ・ソフト協同組合は、映像ソフトウェア等の企画、製作、販売を行う事業者で構成する団体であり、青少年健全育成条例第十八条第一項第三号に規定する映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体に該当する。

2 日本映像倫理審査機構及びコンテンツ・ソフト協同組合が行う映像等記録媒体の審査に係る倫理規程及び審査基準が有害図書類に係る青少年健全育成条例の目的達成上適切であり、かつ、当該審査を確実に実施できる能力を有していると認められる。

○宮城県告示第七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三八・	平成二十一年二月一	平成二十四年一月三十一日

○宮城県告示第七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二六〇〇一五七	幸ちゃん家 宮城県利府町しらかし台六丁目一番十号	児童デイサービス	特定非営利活動法人幸創	平成二十一年三月一日

○宮城県告示第七十四号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月六日から施行する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表中

同	おきにいり	中部四七号 奥羽三一三三号	平八	八・一〇	九・二三	稗 中間型	や や長	強	中	稀・短・ 黄白
同	ササニシキ	奥羽二二四号 ササシグレ	昭三八	八・一〇	九・二五	稗 中間型	や や長	弱	中	少・短・ 黄白

を

同	ササニシキ	奥羽二二四号 ササシグレ	昭三八	八・一〇	九・二五	稗 中間型	や や長	弱	中	少・短・ 黄白
上ノ中	平坦地帯	良質、 良食味	耐倒伏性・ いもち病抵抗	性やや弱	性やや弱	耐倒伏性・ いもち病抵抗	高温登熟で品質やや不良	性やや弱	性やや弱	耐倒伏性・ いもち病抵抗

に改める。

○宮城県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区

曲袋地区

二 換地処分の年月日

平成二十一年二月二十六日

○宮城県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼陸前高田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
六・〇〇	五・五〇	二二・〇	七・九	一四三・〇
一四三・〇	一四三・〇	一四三・〇	一四三・〇	一四三・〇

○宮城県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 巨理村田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
二二・〇〇	二二・〇〇	四一・六	五二・〇	八七四・四
八七四・四	八七四・四	八七四・四	八七四・四	八七四・四

○宮城県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	巨理村田線	柴田町大字成田字清丁二番地先から同町大字成田字倉坂三一九番地先まで	平成二十一年三月六日

○宮城県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年三月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年二月十六日	門 間 千 明	大崎市古川石森字鶴巻二十二番地	監 事

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設として平成二十一年二月二十五日次のとおり指定した。

平成二十一年三月六日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

施設名	所在地	設置者
宮城県慶長使節船ミュージアム	宮城県石巻市渡波字大森三〇番地の二	宮城県

正 誤

○宮城県公報第二〇〇四号(平成二十年十月二十八日付け)中

ページ

二 上 段

四

後ろか  
二

上

後ろか  
一

被保佐人

被補佐人

被保佐人

被補佐人

正

誤